参議院

議案付託

五月二十一日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）（参第七号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）　文教科学委員会に付託

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

厚生労働委員会に付託

議決通知

五月二十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

また、同日本院は、人事官に川本裕子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、原子力委員会委員に吉橋幸子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、個人情報保護委員会委員長に手塚悟を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、預金保険機構理事に田口紀子及び島村英を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害等調整委員会委員に中村也寸志及び大瀧敦子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に**榊**原一夫、大草透、岡田美弥子、藤本雅彦及び田渕正朗を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に増一行を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に菅野淑子及び齋藤育子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃及び本田文子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、社会保険審査会委員に浦野真美子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、原子力規制委員会委員に杉山智之及び神田玲子を任命するコトに同意した旨内閣に通知した。

質問主意書提出

五月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一二五号）

質問主意書転送

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一九号）

伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策に関する質問主意書（吉良よし子提出）（第一二〇号）

法律公布奏上及び通知

五月二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣　　村上誠一郎

財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上五月二十日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　　浅尾慶一郎

内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イエメンの統一記念日につき、五月二十一日同国大統領指導評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第19条第２項第３号の規定により委任された同法第74条の２第１項第１号の規定に基づき、公示する。

令和７年５月23日

九州産業保安監督部長　齊藤　薫

1．名称　株式会社九州エルピー

2．住所　佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4305番地２

3．指定する地域　九州全県

4．指定する区分

(1)　液化石油ガス保安規則第78条第４項において準用する同規則第77条第２項から第４項までに規定する特定施設の保安検査

(2)　一般ガス保安規則第80条第４項において準用する同規則第79条第２項から第４項までに規定する特定施設の保安検査

5．指定年月日　令和７年５月１日

国家試験

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、次のとおり公告する。

令和７年５月23日

工業所有権審議会会長　時田　**隆**仁

1　受験資格

弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

2　試験の内容

民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第６項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

3　試験日時

令和７年10月26日（日曜日）９時30分～17時00分

4　受験地

東京及び大阪

※受験地「東京」は東京都の「大阪」は大阪市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については８月下旬までに特許庁ホームページ及び官報で公告する。

5　受験手続

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する能力担保研修修了証明書（写し）

三　出願前６か月以内に撮影した、縦4.5cm×横3.5cm（パスポート（旅券）サイズ）の写真（パスポート（旅券）申請に使用する規格とする。受験願書の所定の箇所に貼付すること）

四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること）

6　受験願書の交付

一　郵送による受験願書の請求

令和７年８月12日（火曜日）から令和７年８月29日（金曜日）（必着）までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用封筒（角形２号（240mm×332mm）に受験願書の送付先を明記したもの）を同封し、次の宛先へ郵送請求すること（返信用封筒に切手は貼らないこと）。

〒100－8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班宛て

二　直接受験願書の交付を受ける場合

日本弁理士会を通じて、令和７年８月12日（火曜日）から令和７年９月５日（金曜日）までの期間に交付する。（ただし、休日・祝日は除く）

当該年度研修修了者は、日本弁理士会を通じて、修了証書と一緒に交付する。